

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き） が中止となる方ご注意ください



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

世帯主と国民健康保険(国保)加入者全員が65歳～74歳の世帯の方は、原則、国保税を特別徴収（年金からの天引き）により納付していただいております。

しかし、次のような場合は特別徴収は中止され、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ変更となります。

- ・介護保険料と国保税を合わせた額が、対象年金額の2分の1以上となる場合
- ・世帯主が国保を脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員の国保加入があった場合



普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書又は口座振替により納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	○	△	○	△	○	△	—	△	—	△	—
普通徴収	△	△	△	—	—	○	○	○	○	○	○

納付は安全・安心・確実な
口座振替



国民健康保険税の納付につきましては、口座振替を推奨しております。通帳等口座情報が確認できるものと届出印をご持参のうえ、役場収納課窓口または村内金融機関でお申込みください。また、郵送（村ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードし、収納課へ送付）でもお申込みできます。



▲美浦村HP
「村税等の口座振替」

(広告欄)

～ 電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション～

電気・給排水・設備設計施工

株式会社 ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601
☎029-885-2037 [FAX]029-885-1245
E-mail: naka-den@peach.plala.or.jp

Ito construction Co.,Ltd.
株式会社 **伊藤建設**

「次世代に誇れる仕事」
地域環境と人にやさしいモノづくりで
みなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413
美浦村大谷453-1
☎ 029-885-0239
☎ 029-885-1160
<http://itou-miho.co.jp/>